

徳島県告示第三百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、平成二十九年年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

- 第一回 平成二十九年七月二十三日（日曜日）午前十時から
- 第二回 平成二十九年八月二十七日（日曜日）午前十時から
- 第三回 平成三十年一月二十八日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

対象者	場 所
徳島県東部農林水産局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 徳島市新蔵町一丁目六七
	第二回 同
	第三回 同
徳島県南部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 阿南市領家町野神三一九
	第二回 同
	第三回 同
徳島県西部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
	第二回 同
	第三回 同

三 狩猟免許申請書の提出期間

- 第一回 平成二十九年六月十二日（月曜日）から同年七月十日（月曜日）まで
- 第二回 平成二十九年七月十八日（火曜日）から同年八月十五日（火曜日）まで
- 第三回 平成二十九年十二月十八日（月曜日）から平成三十年一月十五日（月曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	徳島県東部農林水産局
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九
	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部